

第14次労働災害防止計画 2年目の実施状況について

第180回安全衛生分科会資料

第14次労働災害防止計画の概要

令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日までの5か年計画

計画の方向性

- 事業者の**安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備**を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、**安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると**周知**する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

8つの重点対策

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

② 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

③ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進
陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

⑦ 労働者の健康確保対策の推進
メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

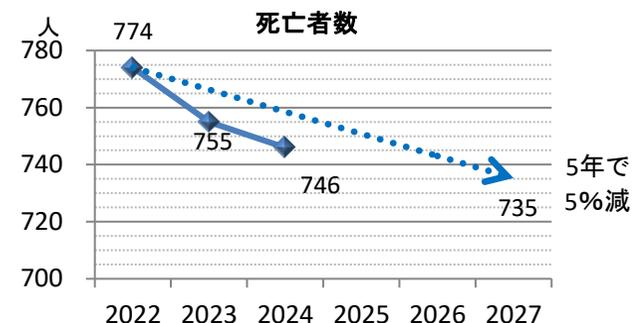
死亡災害：5%以上減少

死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

第14次労働災害防止計画の目標に関する令和6年（2024年）実績

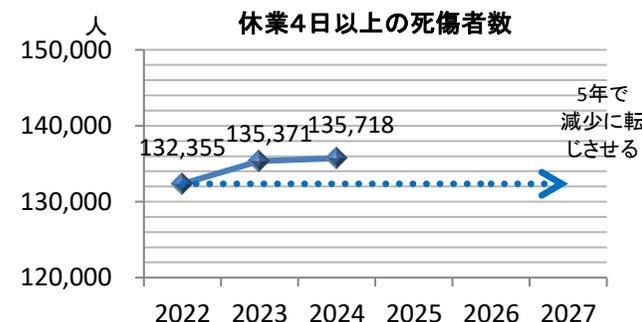
【死亡災害全体】

計画の目標	2023年実績	2024年実績	目標値
2022年と比較して、2027年までに5%以上減少する(死亡災害報告)。	755人 (2022年比2.5%減)	746人 (2022年比3.6%減)	(2022年) 774人 → (2027年) 735人以下

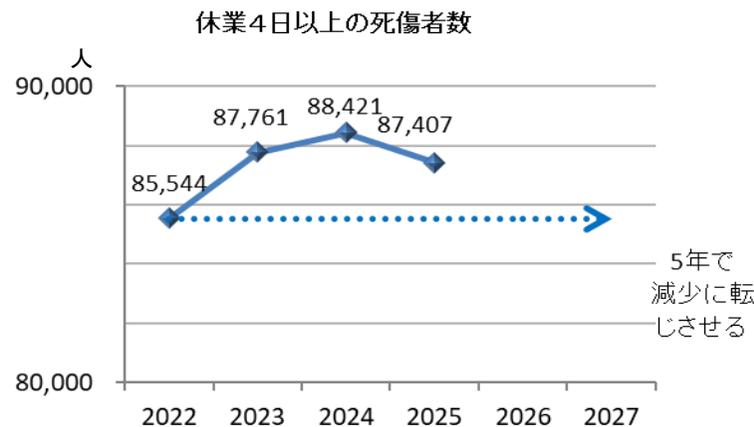
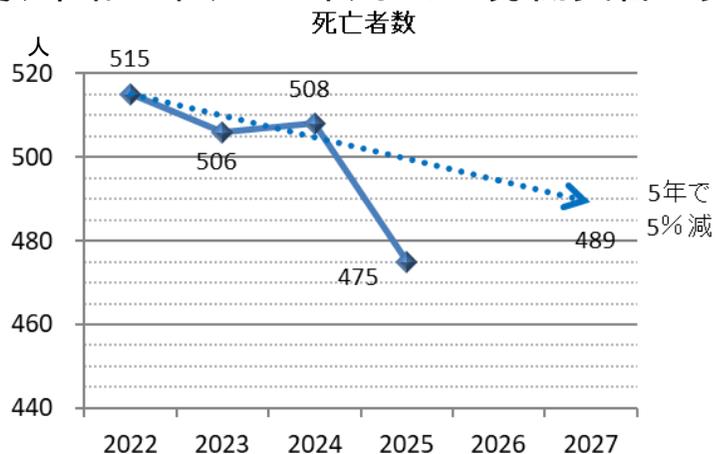


【死傷災害全体】

計画の目標	2023年実績	2024年実績	目標値
2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる(労働者死傷病報告)。	135,371人 (2022年比2.3%増)	135,718人 (2022年比2.5%増)	(2022年) 132,355人 → (2027年) 132,355人未満



(参考) 令和7年(2025年)までの労働災害の発生状況 (9月末速報値による比較)



※ 死亡者数、死傷者数ともに新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた数

重点項目ごとの取組状況

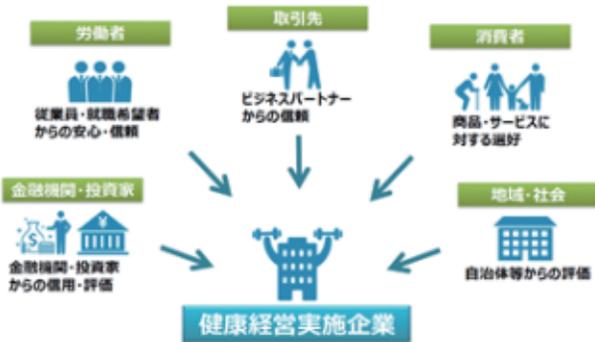
1. 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

事業者に取り組んでもらいたいこと

安全衛生の取組を見える化する仕組みを活用し、主体的に安全衛生対策に取り組む。

*国等は、安全衛生経費の確保の重要性について、実際に業務を行う事業者は元より仕事の注文者に対しても周知啓発を行う。

ステークホルダーとの関係における「健康経営」のメリット



「健康経営の取組メリット」

- ビジネスパートナーからの信頼
- 金融機関・投資家からの信用・評価
- 商品・サービスに対する選好等

【SAFEコンソーシアム】 【安全衛生優良企業公表制度】



「健康経営の認定実績(2022年度)」

- 健康経営優良法人(大規模法人部門) : 2,676件
- 健康経営優良法人(中小規模法人部門): 14,012件

【SDGs(Sustainable Development Goals)】

- 目標3 **あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し**、福祉(ウェルビーイング)を促進する。
3.9:2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
- 目標8 **包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。**
8.8: 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、**安全・安心な労働環境を促進する。**

安全かつ安心して働くことができる職場づくりは、「コスト」ではなく「人的投資」



- 労働者の安全と健康を守る
- 労働災害に伴う生産設備の停止や各種費用による経済的損失を回避(軽減)
- 人材の確保・育成を始めとする組織の活性化、業績向上、(社会的)価値の向上

重点項目ごとの取組状況

1. 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

2024年度の主な取組

【安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備に関する取組】

- 安全衛生対策の重要性を消費者・サービス利用者にも周知啓発するため、「SAFEコンソーシアム」事業において消費者・サービス利用者も対象としたシンポジウムを開催。併せて「SAFEコンソーシアム」事業において優良な取組を行う企業の表彰等を実施。また、「SAFEコンソーシアム」加盟者の安全衛生の取組を専用ウェブサイトで周知。
- 「SAFEコンソーシアム」ウェブサイトで労働安全衛生コンサルタントの活用が進むよう周知。
- 各労働局が設置する「協議会」において、労働安全衛生コンサルタントの活用促進に向け呼びかけを実施。
※ 協議会は、各都道府県のリーディングカンパニーや業界団体等を構成員とし、小売業・介護施設での安全衛生意識の啓発等を図るとともに、構成員が管内の安全衛生に対する機運醸成を推進することを目的としている。
- 「安全衛生優良企業公表制度」を引き続き実施（令和7年10月末時点の認定企業数は42社）。
- 発注者が取引先に安全衛生対策に取り組むことの必要性やその実現のための具体的な留意事項等を効果的に周知する方法に関する調査研究を実施。（2025年度まで）
- 安全衛生対策に取り組むことによる経営等へのメリットについて、安全衛生対策に係る金融機関等の融資事例の調査を実施。（2024年度委託事業）
- 中小規模事業場が有する課題は、安全衛生のみならず、経営面にも及ぶため、コンサルタント会等と意見交換を行い、企業価値の向上のために安全衛生対策のインセンティブを調査。
- 中防災において、国立大学等の教授と連携し、講演や講義の機会を設け、学生に対する安全衛生教育を実施。
（2024年度：6大学、計18回実施、2025年度：7大学、計20回実施予定）
※ 令和7年度以降、防災団体補助金を用いた恒常化に向けて調整中。

【労働災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知】

- 労働者死傷病報告について、報告事項の充実及び原則電子申請を義務化する労働安全衛生規則が施行（令和7年1月1日）。円滑な施行に向け、リーフレットやポスターの配布、申請方法を分かりやすく説明する動画の作成、関係団体を対象にした説明会、SNSを用いた広報等を実施。

重点項目ごとの取組状況

1. 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

今後の主な対応（2025年度に実施中のものを含む。）

【安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備に関する取組】

- 引き続き、「SAFEコンソーシアム」事業においてシンポジウムの開催、優良な取組を行う企業の表彰、「SAFEコンソーシアム」加盟者の安全衛生の取組の専用ウェブサイトでの周知等を行う。
- 引き続き、「SAFEコンソーシアム」ウェブサイトでは労働安全衛生コンサルタントの活用が進むよう周知。
- 「SAFEコンソーシアム」メンバーのうち、労働災害発生状況を自社HP等で公表するメンバーを優良メンバーとする制度の導入。
- 各労働局が設置するSAFE協議会等に、安全衛生対策の専門家である労働安全衛生コンサルタントの参加促進を図り、SAFE協議会の活動を促進。
※ 協議会は、各都道府県のリーディングカンパニーや業界団体等を構成員とし、小売業・介護施設での安全衛生意識の啓発等を図るとともに、構成員が管内の安全衛生に対する機運醸成を推進することを目的としている。
- 引き続き「安全衛生優良企業公表制度」を実施。
- 安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みの求職者等への周知方法を検討。
- 安全衛生対策に取り組む中小企業への金融機関の融資事例等、中小企業が安全衛生に取り組むメリット・インセンティブについて調査を実施。
- 発注者が取引先に安全衛生対策に取り組むことの必要性やその実現のための具体的な留意事項等を効果的に周知する方法に関する調査研究を実施しており（行政要請研究：2023～2025年度）その結果を踏まえ、業界団体等に周知を行う。

【労働災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知】

- 労働者死傷病報告の電子申請原則義務化について、さらなる周知のためSNSを用いた広報を実施予定。
- （独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所において、公開されている労働災害のデータベースから簡易に労働災害のグラフや表などを作成し、災害発生状況の分析を行うことができるツールを開発中。今後、同ツールを活用できるように職場のあんぜんサイトに順次公開予定。

重点項目ごとの取組状況

2. 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（転倒災害防止対策）

2024年度の主な取組

【新たな対策の企画・立案に関する取組】

- 事業者の自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ（ナッジ等）等について、厚生労働科学研究費補助金による研究を実施。（2025年度まで）
- 骨密度、ロコモ度、視力等の転倒災害の発生リスクの見える化の手法について、厚生労働科学研究費補助金による研究を実施。（2025年度まで）
- 労働安全衛生総合研究所を中心とする転倒災害等に係る研究者ネットワークの構築。
- 高年齢労働者の労働災害防止の更なる推進に向けた検討。

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組（転倒災害防止対策）】

- 取り組み方が分からない事業場向けの、ソフト面の転倒災害防止対策の方法をリーフレット等を通じて周知。
- 職場における転倒リスクチェック等について、啓発動画やSAFEアワードにより周知・啓発。
- Sport in Lifeプロジェクトの労働局・労働基準監督署による周知（2024年度開始）、SAFEコンソーシアムシンポジウム等におけるスポーツ庁と連携した運動促進の啓発策の実施。
- 「エイジフレンドリーガイドライン」のポイントのリーフレットの作成と配布。

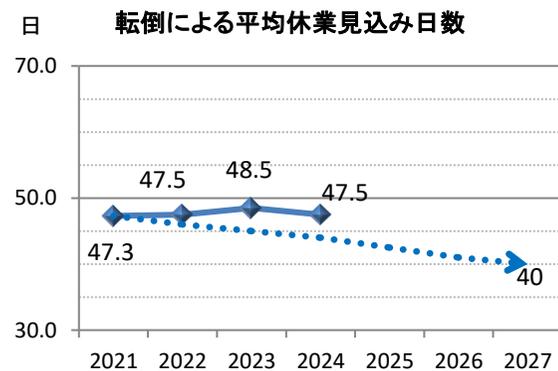
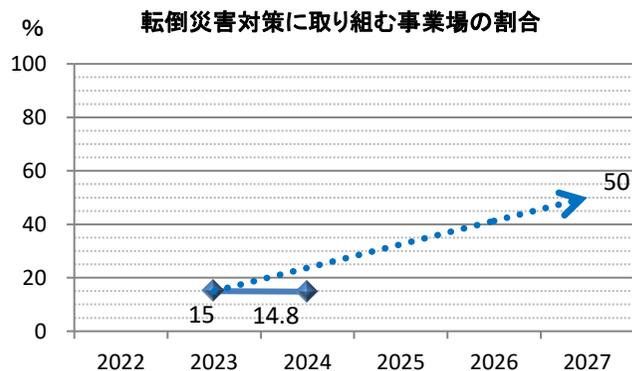
【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組（安全衛生教育）】

- 小売業等向けの動画による安全衛生教育ツールを作成し、利用勧奨とともに教育の実施の指導等を推進。
- 介護施設向けの動画による安全衛生教育ツールの開発を開始。

重点項目ごとの取組状況

2. 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進(転倒災害防止対策)

アウトプット指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする(労働安全衛生調査)。	15.0%	14.8%	(2022年) (2027年) (5%)*→ 50%以上 *本防災計画策定の参考とした、2022年11月実施のアンケート結果	ソフト対策(労働者の転倒や負傷のリスクの見える化や転倒しにくい身体づくり等)に取り組んでいる事業場の割合が低調である(2023年: 15.6%→2024年: 15.2%)という状況は変わっておらず、当該指標については横ばいとなっている。
卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする(労働安全衛生調査)。	卸売業・小売業: 37.2% 医療・福祉: 42.5% ※雇入れ時教育	卸売業・小売業: 38.5% 医療・福祉: 31.7% ※雇入れ時教育	(2022年) (2027年) — → 80%以上 (参考)2016年労働安全衛生調査 卸売業・小売業: 39.0% 医療・福祉: 40.2%	安全衛生教育の実施率が低い状況となっているが、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」で指摘されたとおり、人手不足や顧客優先の習慣、災害防止に取り組む必要性の認識の低さ等が要因として考えられる。また、社会福祉施設において、入職者数が減少したことも一因と考えられる。
アウトカム指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける(労働者死傷病報告/労働力調査)。	詳細は次頁	詳細は次頁	2027年までに男女とも死傷年千人率の増加に歯止めをかける	男女共通して70歳以上で増加がみられ、過去には少なかった身体機能の低下した労働者の慣れない仕事への就労が増えていることが、転倒災害発生率の押し上げ要因になっていることが推測される。
転倒による平均休業見込み日数を2027年までに40日以下とする(労働者死傷病報告/労働力調査)。	48.5日	47.5日	(2021年) (2027年) 47.3日 → 40日	2023年比で減少している(男女とも減少している)。なお、死亡災害の中には、重機ごと転倒したケース等も含まれており、死亡災害を除いた場合の平均休業見込み日数は41.2日(2023年は41.3日)であった。引き続き、様々な切り口でデータを検証していく。



重点項目ごとの取組状況

2. 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（転倒災害防止対策）

アウトカム指標

増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける（労働者死傷病報告/労働力調査）。

転倒災害の年齢別男女別死傷年千人率（2024年分の青字が前年比減、赤字が前年比増）

	2021年		2022年		2023年		2024年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15～19歳	0.294	0.217	0.290	0.200	0.280	0.219	0.300	0.192
20～24歳	0.224	0.155	0.243	0.163	0.235	0.181	0.235	0.167
25～29歳	0.202	0.142	0.214	0.148	0.214	0.142	0.190	0.151
30～34歳	0.244	0.176	0.235	0.168	0.230	0.189	0.231	0.162
35～39歳	0.270	0.206	0.280	0.208	0.263	0.196	0.268	0.193
40～44歳	0.319	0.291	0.326	0.299	0.347	0.275	0.308	0.267
45～49歳	0.397	0.424	0.400	0.428	0.419	0.433	0.406	0.420
50～54歳	0.475	0.834	0.528	0.837	0.514	0.802	0.518	0.790
55～59歳	0.634	1.456	0.656	1.422	0.632	1.397	0.678	1.351
60～64歳	0.803	1.952	0.841	1.964	0.832	2.031	0.836	1.930
65～69歳	1.011	2.464	1.027	2.607	0.982	2.643	1.018	2.593
70～74歳	1.196	2.572	1.166	2.843	1.179	2.887	1.202	3.003
75～79歳	1.318	2.443	1.309	2.673	1.458	2.877	1.510	2.946
80～84歳	1.486	1.950	1.375	2.057	1.622	2.288	1.844	2.600
85歳～	0.900	1.400	0.833	1.450	1.600	1.250	1.550	0.633
小計	0.458	0.757	0.476	0.780	0.478	0.796	0.483	0.791
合計	0.598		0.619		0.628		0.629	

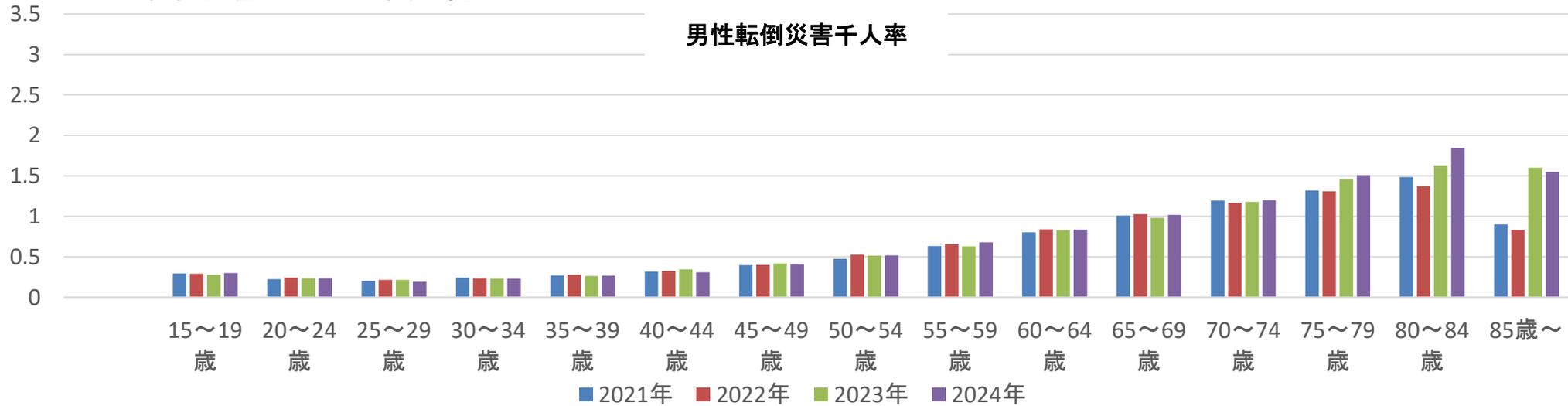
重点項目ごとの取組状況

2. 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（転倒災害防止対策）

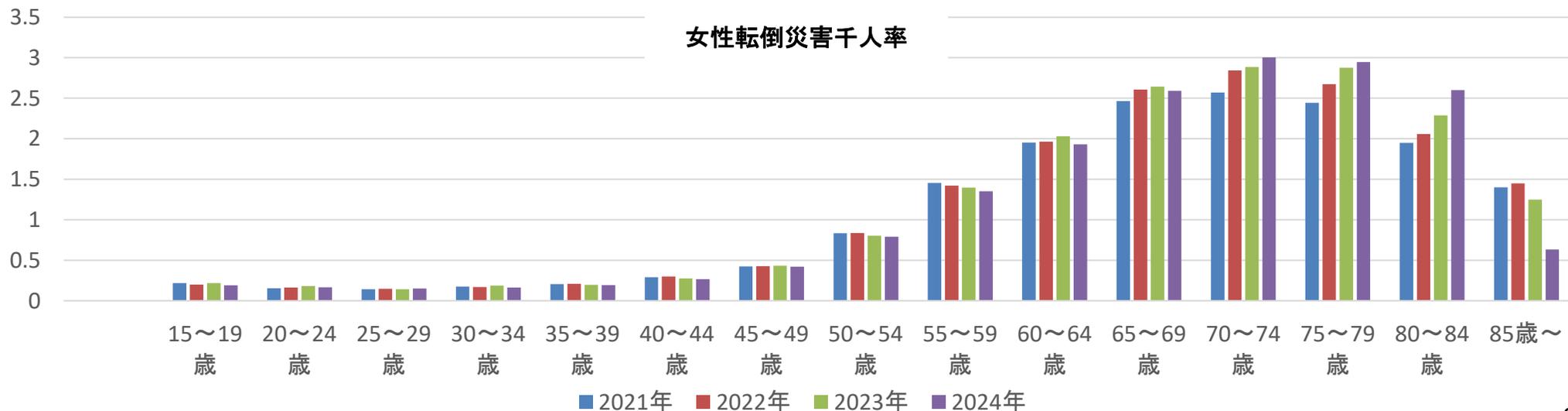
年齢別死傷年千人率を経年で見ると、男女共通して、70歳以上は増加が見られる。

○転倒災害千人率の推移(男女別)

男性転倒災害千人率



女性転倒災害千人率



重点項目ごとの取組状況

2. 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（転倒災害防止対策）

今後の主な対応（2025年度に実施中のものを含む。）

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組（転倒災害防止対策）】

- 引き続き、①ソフト面の転倒災害防止対策の方法をリーフレット等により周知・指導、②職場における転倒リスクチェック等について、啓発動画やSAFEアワード事例集の周知により啓発を図る。
- 転倒及び転倒による怪我のしやすさに影響する身体的因子を明らかにし、その簡易な「見える化」の手法を示すことを目標とした研究（2025年まで）等の結果を踏まえ、転倒災害のリスクチェック方法について周知・啓発を図る。
- 「Sport in Lifeプロジェクト」（スポーツ庁等）と連携して事業場におけるスポーツ等の推進。

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組（安全衛生教育）】

- 介護施設向けの動画による安全衛生教育ツールの公開・周知。
- 都道府県労働局における小売業及び介護施設の＋Safe (SAFE) 協議会において雇入れ時教育の促進策の協議、好事例の共有等を実施。

【その他の取組】

- デジタル技術を活用した転倒災害防止手法確立のため、厚生労働科学研究費補助金による研究を実施。（2026年度まで）
- 転倒予防の理解の促進を図るため、転倒予防学会と連携して、転倒予防に関する川柳を募集し、優れた作品について顕彰。
- 高年齢労働者の労働災害防止を事業者の努力義務とした改正労働安全衛生法の公布を踏まえ、厚生労働大臣の指針の検討、当該指針の周知・指導等を実施。（2026年度～）

重点項目ごとの取組状況

2. 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進(腰痛予防対策)

2024年度の主な取組

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組(安全衛生教育)】 【再掲】

- 小売業等向けの動画による安全衛生教育ツールを作成し、利用勧奨とともに教育の実施の指導等を推進。
- 介護施設向けの動画による安全衛生教育ツールの開発を開始。

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組(ノーリフトケア)】

- ノーリフトケアを導入していない理由について、事業場への調査等により把握。
- 社会福祉施設におけるノーリフトの実施状況に関するアンケート結果を公表し、労働局において腰痛予防対策を啓発し、ノーリフトの活用事例集と併せて周知。
- 社会福祉施設関係団体と定期的な意見交換を通じたノーリフトケアの推進。
- 各労働局で設置している+Safe協議会を介して、地方労働局においての腰痛防止対策の取組に関する情報共有、周知。
- 中央労働災害防止協会が実施する安全衛生サポート事業により、中小規模の事業場を対象に集団支援、個別支援を実施。
- 厚生労働省HPにおいて、腰痛予防対策の好事例の掲載及び周知。

【その他の取組】

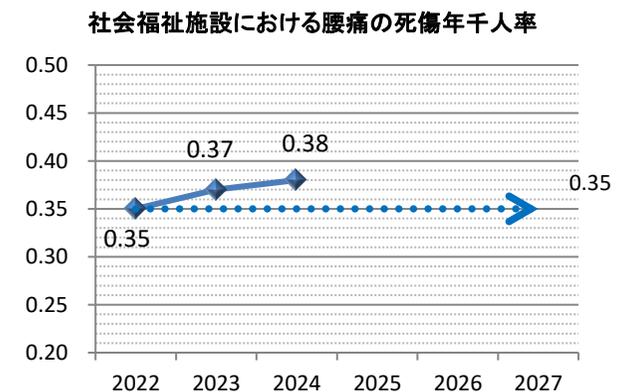
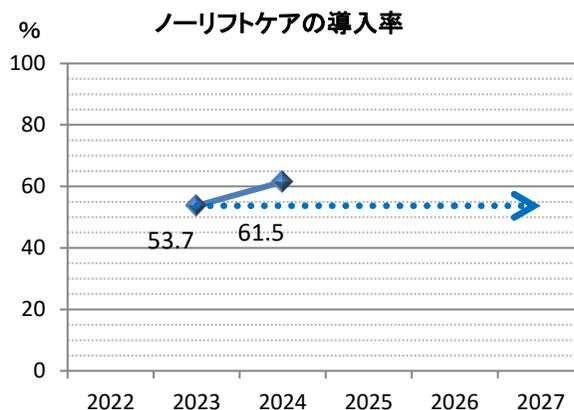
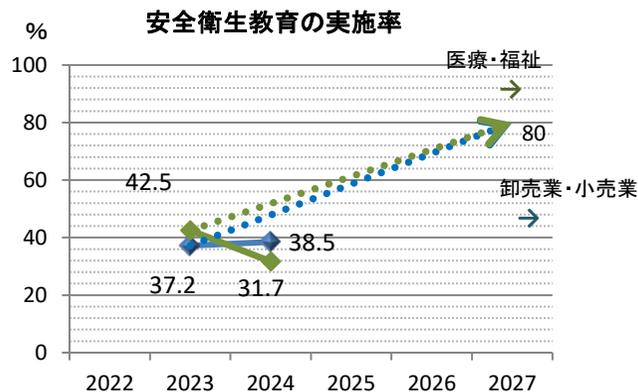
- 陸上貨物運送事業労働災害防止協会に対する補助事業において、陸上貨物運送事業における腰痛予防に関する課題を把握するため、陸上貨物運送事業での腰痛の実態調査として、陸災防会員事業場に対するアンケート調査を実施し、今後ヒアリングを実施予定。
- 腰痛を発生させた事業場に対する再発防止指導。
- 重量物取り扱いにおける国民の体格に即した腰痛予防に有用な最大重量値を明らかにすることを目的とした「腰痛予防と持ち上げ重量に関する研究」の実施。

重点項目ごとの取組状況

2. 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（腰痛予防対策）

アウトプット指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする（労働安全衛生調査）。【再掲】	卸売業・小売業:37.2% 医療・福祉:42.5% ※雇入れ時教育	卸売業・小売業:38.5% 医療・福祉:31.7% ※雇入れ時教育	(2022年) (2027年) — → 80%以上 (参考)2016年労働安全衛生調査 卸売業・小売業:39.0% 医療・福祉:40.2%	安全衛生教育の実施率が低い状況となっているが、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」で指摘されたとおり、人手不足や顧客優先の習慣、災害防止に取り組む必要性の認識の低さ等が要因として考えられる。また、社会福祉施設において、入職者数が減少したことも一因と考えられる。
介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる（労働安全衛生調査）。	53.7%	61.5%	(2023年) (2027年) 53.7% → 53.7%以上 (参考)2022年アンケート調査で 「リフト等の介護機器・設備の使用により負担軽減を図っている」:12.5% 「スライディングシート・ボードを使用させている」:29.2%	リフト等の介護機器・設備の使用により負担軽減を図っている事業場の割合が増加している。 なお、再発防止対策書により、ノーリフトケアを導入していない理由を確認したところ、「取り組み方が分からない」「経費がかかりすぎる」「労働者の関心がない」といった意見が多く見られた。

アウトカム指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。（労働者死傷病報告/労働力調査）。	0.37	0.38	(2022年) (2027年) 0.35 → 0.35未満	高齢労働者を中心として腰痛災害の発生率が上昇したことが、死傷年千人率が増加した原因の一つとして考えられる。



重点項目ごとの取組状況

2. 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進(腰痛予防対策)

今後の主な対応(2025年度に実施中のものを含む。)

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組(安全衛生教育)】 【再掲】

- 介護施設向けの動画による安全衛生教育ツールの公開・周知。
- 都道府県労働局における小売業及び介護施設の+Safe(SAFE)協議会において雇入れ時教育の促進策の協議、好事例の共有等を実施。

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組(ノーリフトケア)】

- 引き続き、社会福祉施設関係団体と定期的な意見交換を通じたノーリフトケアの推進。
- 引き続き、各労働局で設置している+Safe協議会を介して、地方労働局においての腰痛防止対策の取組に関する情報共有、周知。
- 引き続き、厚生労働省HPを通じた好事例の周知。

重点項目ごとの取組状況

3. 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

2024年度の主な取組

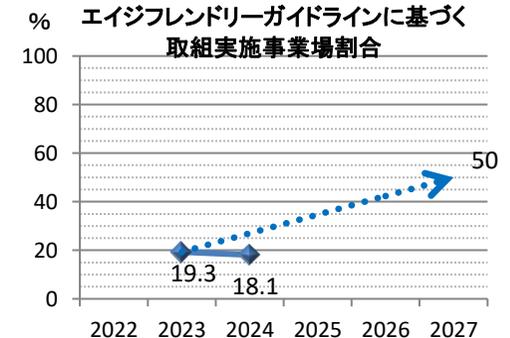
【新たな対策の企画・立案に関する取組】

- 高齢労働者の労働災害防止に向け、労働政策審議会安全衛生分科会における議論を経て、労働安全衛生法等の一部を改正する法律案を国会に提出。
- 「エイジフレンドリーガイドライン」の普及のためのエッセンス版の作成に向けた、高齢労働者の労働災害の状況等についての研究（厚生労働科学研究費補助金）の実施。（2025年度まで）

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- 労働局・労働基準監督署から個別の中小事業場への「エイジフレンドリーガイドライン」と「エイジフレンドリー補助金」の一体的な周知。
- 「エイジフレンドリーガイドライン」のポイントのリーフレットの作成と配布を行い、ガイドラインに基づく取組を周知。
- 厚生労働省SNSや月刊厚生労働、講演動画の配信等をはじめとしたあらゆるメディアを通じたエイジフレンドリーガイドラインの周知。

アウトプット指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
エイジフレンドリーガイドラインに基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする（労働安全衛生調査）。	19.3%	18.1%	(2022年) (11.2%)* → (2027年) 50%以上 *本防災計画策定の参考とした、2022年11月実施のアンケート結果	エイジフレンドリーガイドラインを知らない事業場が依然として多く（2023年：73.4→2024年：74.0%）、当該指標は横ばいとなっている。



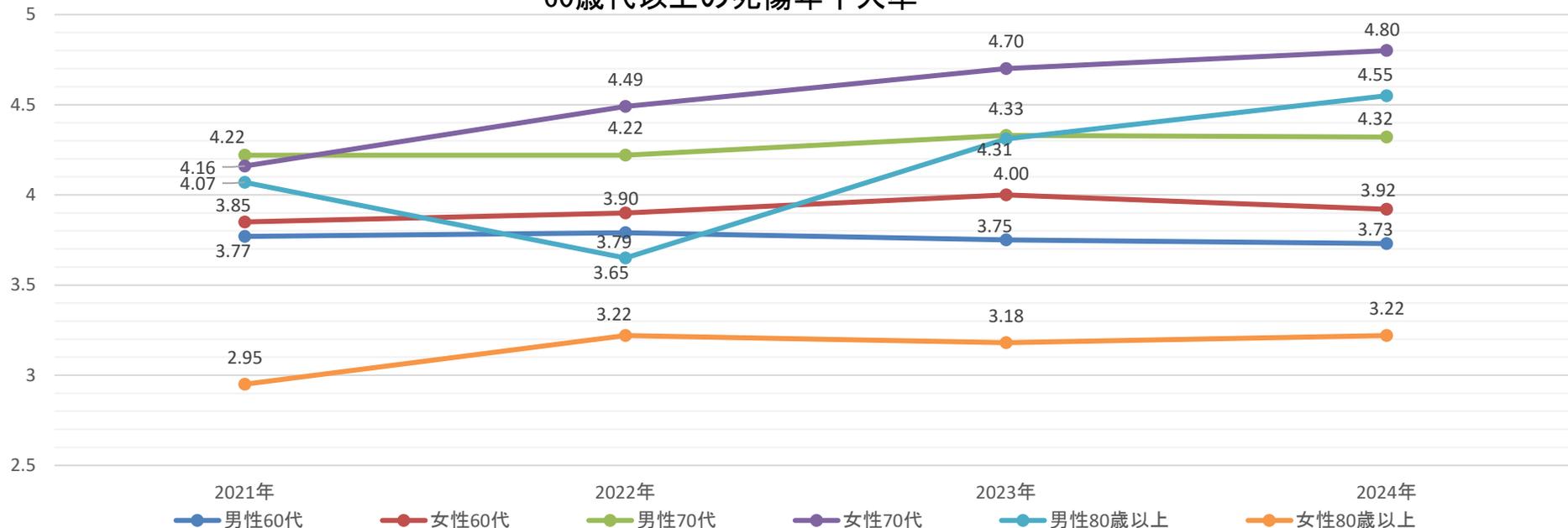
アウトカム指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける（労働者死傷病報告/労働力調査）。	男性 3.91 女性 4.16 (参考) 60代 男性3.75 女性4.00 70代 男性4.33 女性4.70 80代以上 男性4.31 女性3.18	男性 3.90 女性 4.12 (参考) 60代 男性3.73 女性3.92 70代 男性4.32 女性4.80 80代以上 男性4.55 女性3.22	2027年までに60歳以上の男女の死傷年千人率の増加に歯止めをかける	60歳以上の死傷年千人率を年齢別で見ると男女ともに高齢労働者の大半を占める60代が減少しており、全体の増加が抑えられていると考えられる。



重点項目ごとの取組状況

3. 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

60歳代以上の死傷年千人率



今後の主な対応（2025年度に実施中のものを含む。）

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- 高年齢労働者の労働災害防止を事業者の努力義務とする改正労働安全衛生法の公布、厚生労働大臣の指針の検討・公示。厚生労働大臣指針を周知するため、全国で説明会を開催するとともに、指針を分かり易く示したリーフレットの作成、SNS等を通じた周知等を実施（2026年度～）するとともに、指針に基づく取組の周知・指導に当たる。
- エイジフレンドリー補助金を拡充し、中小企業事業者に対する支援を強化。
- 事業者団体への支援として、業種や職種に応じた作業による労働災害リスクを踏まえた的確な高年齢労働者の労働災害防止対策の推進のため、業界団体等を構成員とする検討会を組織し、災害分析、好事例の収集等を行う。（2026年度以降）

重点項目ごとの取組状況

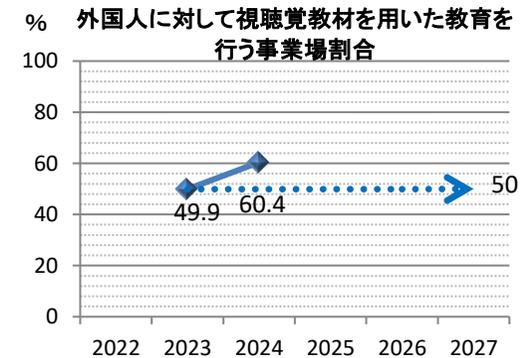
4. 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

2024年度の主な取組

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- これまでに作成した母国語による安全衛生教育用のテキストの周知。
- 外国人を使用する事業者向け安全衛生管理（母国語による安全衛生教育等）の無料セミナーを全国で実施。
- 外国人労働者に危険を直観的に理解させ不安全行動を抑制させる安全表示（イラスト）の開発と周知。（2024年委託事業で実施）

アウトプット指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする(労働安全衛生調査)。	49.9%	60.4%	(2022年) ー (2027年) 50%以上 (参考)2020年労働安全衛生調査外国人労働者にわかる方法で災害防止の教育を行っている:25.1% わかる言語で説明するなど、作業手順を理解させている:49.8%	中小規模事業場における実施率が前年よりも増加しており、全体の実施率を押し上げる一因になったと考えられる。 ・事業場規模10～29人 2023年:50.2%→2024年:59.6% ・事業場規模30～49人 2023年:41.1%→2024年:71.4% ・事業場規模50～99人 2023年:49.0%→2024年:58.8%



アウトカム指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする(労働者死傷病報告/外国人雇用状況)。	2.77 (労働者平均2.36)	2.71 (労働者平均2.35)	(2022年) 2.64 → (2027年) 労働者平均以下 (労働者平均2.32)	労働者数500人未満の事業場における外国人労働者の死傷年千人率が減少していることが、全体の千人率も減少している一因になっていると考えられる。 ・事業場規模30人未満 2023年:3.29→2024年:3.24 ・事業場規模30人～99人 2023年:4.09→2024年:3.98 ・事業場規模100～499人 2023年:2.70→2024年:2.58



4. 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

今後の主な対応（2025年度に実施中のものを含む。）

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- 引き続き、これまでに作成した母国語による安全衛生教育用のテキストの周知を実施。
- 引き続き、外国人を使用する事業者向け安全衛生管理（母国語による安全衛生教育等）の無料セミナーを全国で実施。
- 技能実習生をはじめとした外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育に有効な手法を提示するため、諸外国における制度等の研究。（厚生労働科学研究費補助金）（2026年度までの予定）
- 外国人労働者数や労働災害件数が多い業種（製造業、建設業を想定）の業界団体等を構成員とする検討会を開催し、各業種における災害の詳細分析や好事例の収集を行い、事業者向けのマニュアルや、外国人労働者が労働災害に被災しないため必要な事項を直感的に理解できるイラスト等を取りまとめHP等で公開することで、事業者が外国人労働者に分かりやすい方法による労働災害防止の教育を行う際に活用できるようにする。（2026年度～）。

5. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

2024年度の主な取組

【改正省令・ガイドライン等の周知】

- ・ 請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても労働者と同等の有害物質による健康障害防止措置を事業者に義務付けた改正安全衛生規則（2023年4月施行）及び事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、危険箇所等で作業に従事する労働者以外の者や危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等を対象とする保護措置を義務付けた改正労働安全衛生規則等（2024年4月公布）の周知及び履行確保。
- ・ 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（2024年5月公表）の周知。

【労働安全衛生法改正】

- ・ 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方等について、労働政策審議会安全衛生分科会において建議をとりまとめ、労働安全衛生法等の一部を改正する法律案を、国会に提出。

【その他個人事業者等に対する安全衛生対策の取組】

- ・ 建設業の一人親方等に対する安全衛生教育及び一人親方等が入場する工事現場への巡回指導等（建設業の一人親方等の安全衛生活動支援事業）の実施。

今後の主な対応（2025年度に実施中のものを含む。）

【改正労働安全衛生法等の周知】

- ・ 全ての業種の注文者等や個人事業者等を対象として改正労働安全衛生法に関する説明会の実施。（2025年度～）
- ・ 改正労働安全衛生法により新たに義務付けられる個人事業者等の安全衛生対策の推進に係る改正事項を周知するため、特別加入団体等の個人事業者に係る関係団体等を構成員とする協議会を設置し、改正労働安全衛生法に関する資料の作成・周知を実施。（2026年度～）
- ・ 教材等を作成するための検討会を設置し、注文者向け・個人事業者等向けの業種別教材等の作成を行うとともに、説明会・研修等の実施、個人事業者等が入場する現場の巡回指導及びこれらの広報。（2026年度～）
- ・ 業務上災害報告制度について、「帳票入力支援サービス」を活用した電子申請ができるようにするためのシステム改修。（2026年度～）

【その他個人事業者等に対する安全衛生対策の取組】

- ・ 個人事業者等による災害事例の収集・分析。（2027年～）
- ・ ILO155号条約の批准・発効。（2027年4月～）
- ・ 改正法令の施行状況、労働災害発生状況等を踏まえた必要な対策の検討。（2027年度～）

重点項目ごとの取組状況

6. 業種別の労働災害防止対策の推進(陸上貨物運送事業)

2024年度の主な取組

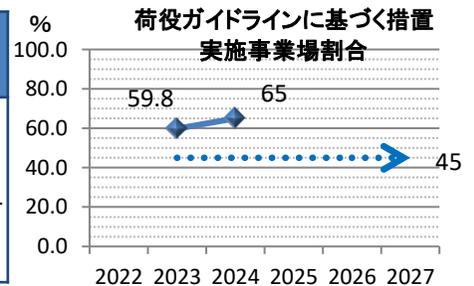
【新たな対策の企画・立案に関する取組】

- ・ フォークリフトの自律化、遠隔化等に伴う安全対策の検討。(2024年度～)

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- ・ 陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置の徹底の指導。
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策の徹底の指導。
- ・ 荷役作業に伴う労働災害を発生させた事業場に対する再発防止指導の実施。
- ・ 改正労働安全衛生規則に基づく措置(2024年2月全面施行)の徹底の指導。
- ・ 陸上貨物運送事業者に対する荷役労働災害防止対策に関する研修や個別コンサルティング、関係行政機関・関係団体の参画による荷主との協議会等による、陸運事業者の支援。
- ・ 陸災防及び安衛研との協力によるテールゲートリフターを使用した作業における安全対策についての検討。

アウトプット指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027年までに45%以上とする(労働安全衛生調査)。	59.8%	65.0%	(2022年) (2027年) (33.5%)* → 45%以上 *本災防計画策定の参考とした、2022年11月実施のアンケート結果	制度改正等を契機として、荷主等において、荷役災害の防止対策に関する理解が進んだことが考えられる。



アウトカム指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる(労働者死傷病報告)。	16,215人	16,292人	(2022年) (2027年) 16,580人 → 15,751人以下	上記要因により、若年齢層による荷役作業中等の墜落・転落、はさまれ・巻き込まれによる災害を中心に減少しているが、高年齢層による転倒災害等が増加しており、令和6年には前年比で増加した。



重点項目ごとの取組状況

6. 業種別の労働災害防止対策の推進(陸上貨物運送事業)

今後の主な対応 (2025年度に実施中のものを含む。)

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための取組】

- 引き続き、「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置の徹底、「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策の徹底。
- 引き続き、陸上貨物運送事業者に対する荷役労働災害防止対策に関する研修や個別コンサルティング、関係行政機関・関係団体の参画による荷主との協議会等による陸運事業者の支援。

【その他の取組】

- 混在作業による労働災害防止を図るため、改正労働安全衛生法(2025年5月)に基づき、荷主等を含む作業場所管理事業者が講ずべき措置の検討。(2025年度～)
- 遠隔・自律運転機械の安全確保等に関する専門家検討会を設置し対策を検討。(2025年度～)
- 重量物取扱い作業の多い陸上貨物運送業を対象とした腰痛予防対策ガイドラインの作成と予防対策の普及実装の推進に関する厚労科研を実施しており、同研究の成果を踏まえ、腰痛予防対策に加え陸運業の転倒対策での活用を検討。(2025年度～)

重点項目ごとの取組状況

6. 業種別の労働災害防止対策の推進(建設業)

2024年度の主な取組

【新たな対策の企画・立案に関する取組】

- 一人親方等に対する安全衛生教育及び一人親方等が入場する工事現場への巡回指導等（建設業の一人親方等の安全衛生活動支援事業）の実施。（再掲）
- デジタル技術を活用した建設施工の自動化、自律化、遠隔化等に伴う安全確保を推進するため、国土交通省が設置する「建設機械施工の自動化・自律化協議会」において、2023年度に策定した「自動施工における安全ルール」を改訂。

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく「より安全な措置」の普及促進をはじめ、足場の組立・解体作業時における正しい作業手順の遵守の徹底を図るため、建設現場での技術的指導及び研修会（墜落・転落災害等防止対策推進事業）の実施。
- 屋根・屋上・開口部、低所（はしご、脚立）からの墜落・転落防止のためのマニュアル（2024年3月）の周知。
- 足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等を内容とする改正労働安全衛生規則（2024年4月全面施行）に基づく措置の徹底を図るための指導。
- 災害が多発しているはしご・脚立からの墜落・転落災害防止対策のためリーフレット及びチェックリストを活用した指導の実施。
- 墜落・転落による労働災害を発生させた事業場に対する再発防止指導の実施。

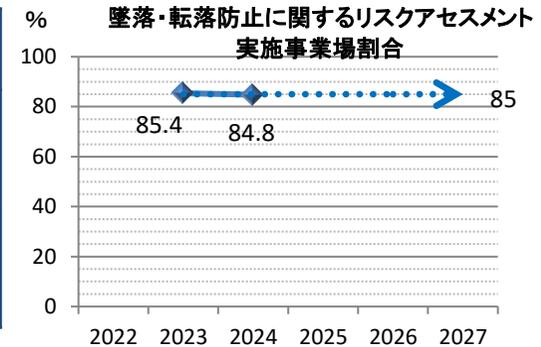
【その他の取組】

- 建設業労働災害防止協会と連携し、地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事現場への巡回指導、研修会等の実施。
- 建設業労働災害防止協会との連携により、中小専門工事業者等に対する安全衛生管理能力の向上のための集団指導・個別指導等の実施。

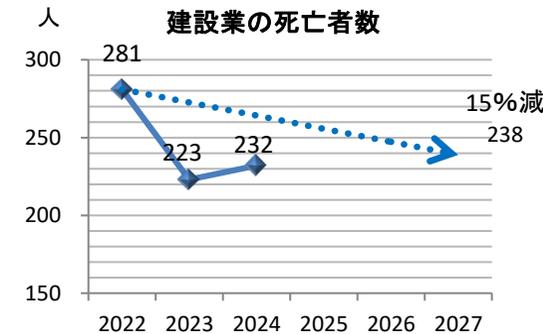
重点項目ごとの取組状況

6. 業種別の労働災害防止対策の推進(建設業)

アウトプット指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント(RA)に取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする(労働安全衛生調査)。	85.4%	84.8%	(2022年) (2027年) (74%)* → 85%以上 *本防災計画策定の参考とした、2022年11月実施のアンケート結果	建設業における安全に対する意識が引き続き一定程度高いことが、当該指標が高水準で推移している一因と考えられる。



アウトカム指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる(死亡災害報告)。	223人	232人	(2022年) (2027年) 281人 → 238人以下	2023年よりは増加したものの、墜落・転落災害を中心に減少傾向にある。 なお、事故の型別で見ると、2024年は2023年と比べ、「はさまれ、巻き込まれ」「激突され」「崩壊、倒壊」の災害を中心に増加している。



今後の主な対応 (2025年度に実施中のものを含む。)

【新たな対策の企画・立案に関する取組】

- 遠隔・自律運転機械の安全確保等に関する専門家検討会を設置し対策を検討。(2025年度～)

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための取組】

- 引き続き、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等を内容とする改正労働安全衛生規則(令和6年4月全面施行)に基づく対策の徹底を図るための指導。
- 屋根・屋上・開口部、低所(はしご、脚立)からの墜落・転落防止のためのマニュアルの引き続きの周知。
- 墜落・転落や建設機械による労働災害を発生させた事業場に対する再発防止指導の実施。

6. 業種別の労働災害防止対策の推進(製造業)

2024年度の主な取組

【新たな対策の企画・立案に関する取組】

- 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処、欠格要件の強化や検査基準への遵守義務新設に係る内容の法案を提出。
- 床上から無線で操作する天井クレーンについて、安全性の確保を前提とした上で、使用実態等を踏まえ、運転資格の在り方等を検討。
- ボイラー等について、近年の技術革新に対応するため、国際的な規格等と整合させつつ引き続き安全を確保できる規格見直し案を検討。

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

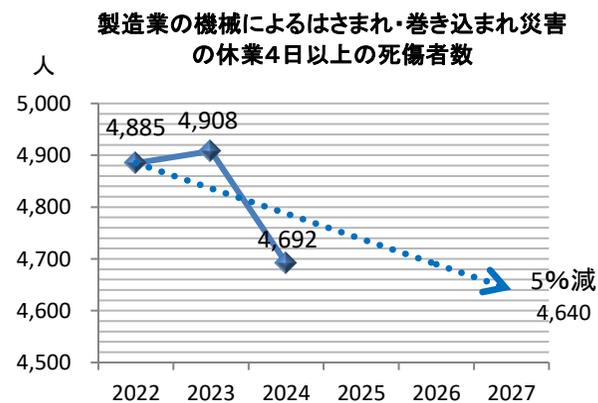
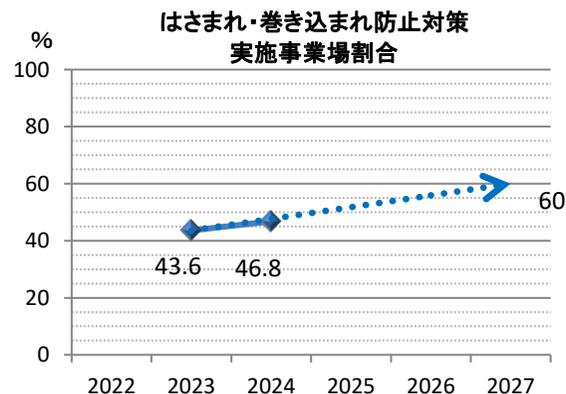
- 機械ユーザーによる、はさまれ・巻き込まれをはじめとした労働災害防止に資する以下の指針・ガイドライン・通達に係る周知や指導の徹底。
 - 機械のリスクアセスメントに関連した、危険性又は有害性等の調査等に関する指針や機械の包括的な安全基準に関する指針
 - 機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針
 - 労働災害の多い食品製造業に関連した、食品加工用機械の労働災害防止対策ガイドライン等
- 機械メーカーによる、機械の製造時及び使用時のリスクアセスメント、残留リスクの情報提供に関する周知・指導。

重点項目ごとの取組状況

6. 業種別の労働災害防止対策の推進（製造業）

アウトプット指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする(労働安全衛生調査)。	43.6%	46.8%	(2022年) - (2027年) → 60%以上 (参考)2022年アンケート調査で「機械のリスクアセスメントを実施している」: 45.0%	大規模事業場では取組が進んでおり、小規模事業場では低調となっているが、中小規模事業場を中心に実施率が上昇している。 500人以上: 約91% (2023年約97%) 50人以上100人未満約63% (2023年約58%) 50人未満: 約38% (2023年約35%)

アウトカム指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる(労働者死傷病報告)。	4,908人	4,692人	(2022年) 4,885人 (2027年) → 4,640人以下	企業規模別の労働災害発生状況を見ると、中小規模事業場で災害が減少しており、中小規模事業場における「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場が増加したことが死傷者数が減少した一因と考えられる。



重点項目ごとの取組状況

6. 業種別の労働災害防止対策の推進（製造業）

今後の主な対応（2025年度に実施中のものを含む。）

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- 機械等を使用する事業者が適切にリスクアセスメントを実施できるよう、引き続き製造者による残留リスク情報の提供に向けた周知・指導の実施。
- 災害リスクの高い食品加工用機械等を使用する事業者に対し、引き続き適切な周知・指導の実施。
- 機械災害防止に向け、特に実施率の低い小規模事業場が機械のリスクアセスメントを実施できるよう、ツール作成等の支援方策の検討。（2026年度～）

【その他の取組】

- 特に機械災害防止に必要な機械等の製造許可の審査、検査、検定について、民間移管を進める制度改正を行うとともに、その基準を明確化し、専門的知見を有する民間機関のさらなる活用や、その適切な業務の実施を確保。（2025年度～）
- 制度改正に対応した特定機械等の製造許可、検査等に関する周知資料を作成、メーカー、ユーザー等に対し周知徹底し、適切な検査の受検等を推進。（2025年度～）
- 特定自主検査を行う検査業者について、検査基準を策定し、その遵守を義務化し、機械災害防止のための適切な検査業務を担保。（2025年度～）
- 技能講習を行う登録教習機関について、修了証の不正交付防止規定を新設、適切な技能講習の実施を通じた労働災害防止を促進。（2025年度～）
- 床上から無線で操作する天井クレーンの新たな資格の創設に向けた検討を継続し、使用実態を踏まえた適切な免許試験を実施。（2024年度～）
- ボイラー等について、近年の技術革新や国際整合に対応するよう構造規格を改正し周知する。（2025年度～）

6. 業種別の労働災害防止対策の推進(林業)

2024年度の主な取組

【新たな対策の企画・立案に関する取組】

- 林野庁が設置する検討会において、「林業機械の遠隔操作・自動運転に関する安全性確保ガイドライン～Ver1.0～」を策定。

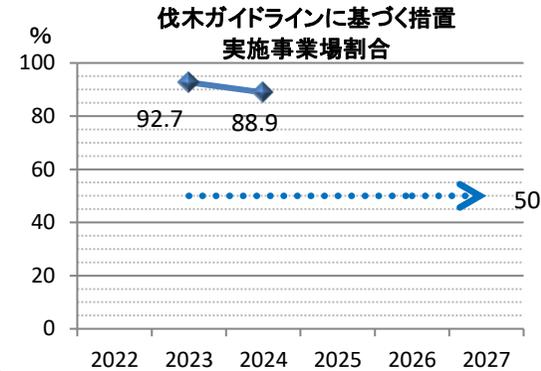
【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- 発注者である林野庁を含めた、林業関係団体に対し、2024年度における林業の安全対策に関する留意事項をまとめた要請文の発出。
- 「伐木等作業安全対策推進事業」（委託事業）により、伐木等作業の安全ガイドラインを踏まえたマニュアル及び外国人向け教育教材の作成並びに全国各ブロックでの安全講習会の実施。
- 「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等に基づく措置の徹底の指導。
- 伐木作業に伴う労働災害を発生させた事業場に対する再発防止指導の実施。
- 「伐木作業時における労働災害防止のための特別活動」（林災防補助事業）により、都道府県ごとに、労働局、行政機関（林野庁・自治体）、関係団体の協力のもと、関係機関連絡会議、林業事業者に対する伐木作業等に係る集団指導会、林業現場合同安全パトロール等の実施。
- 上記の関係機関との合同安全パトロールや研修の実施時における、車両系木材伐出機械を使用した作業における安全対策の周知徹底。

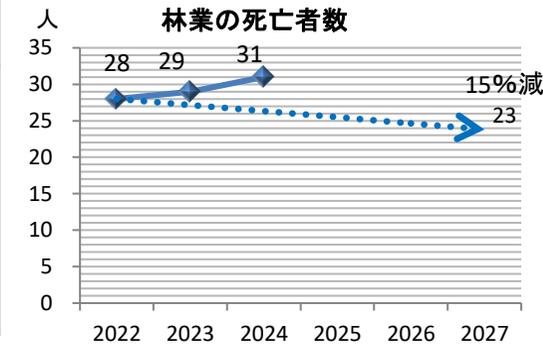
重点項目ごとの取組状況

6. 業種別の労働災害防止対策の推進(林業)

アウトプット指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする(労働安全衛生調査)。	92.7%	88.9%	(2022年) - (2027年) → 50%以上 (参考)2021年の林業従事者を対象とした研修の場を活用したアンケート調査で「伐木ガイドラインに基づく措置を講じている(ガイドラインの複数の主要な事項に取り組んでいる)」:30.2%	ガイドラインに基づく措置の指導や講習会等の取組により周知が進んでいるため、引き続き高い水準を保っていると考えられる。



アウトカム指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる(死亡災害報告)。	29人	31人	(2022年) 28人 → (2027年) 23人以下	伐木作業による死亡災害が増加しており、死亡災害全体も増加している状況にある。 なお、事故の型別で見ると、2024年は2023年と比べ、「墜落、転落」による災害は大きく減少したものの「激突され」による災害等が増加している。



今後の主な対応 (2025年度に実施中のものを含む。)

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- 林野庁や地方自治体、関係団体に対し、林業現場における安全対策を明示するとともに、連絡会議や合同安全パトロールの実施すること等を通じ、引き続き関係機関との連携強化。
- 引き続き林業事業者に対する「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等に基づく伐木作業時の安全対策に係る研修の充実。
- 引き続き、上記の関係機関との合同安全パトロールや研修の実施時における、車両系木材伐出機械を使用した作業における安全対策の周知徹底。
- 遠隔・自律運転機械の安全確保等に関する専門家検討会を設置し対策を検討。(2025年度～)

7. 労働者の健康確保対策の推進（過重労働対策）

2024年度の主な取組

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- 年次有給休暇の取得促進に向けて、休暇を取得しやすい夏季、年末年始及びゴールデンウィークのほか、10月を年次有給休暇取得促進期間に設定し集中的な広報を実施。また、「働き方・休み方改善ポータルサイト」に、企業の働き方・休み方の改善に係る取組の好事例を掲載し、年次有給休暇の取得促進のための情報発信を実施。
- 勤務間インターバル制度を導入する中小企業への助成金の活用や、導入している企業の好事例や導入・運用のマニュアル、努力義務となっている旨の周知等を実施。
- 長時間労働が疑われる事業場への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知、これに基づく指導等を実施。
- 「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において実施する個別相談やオンライン・訪問コンサルティング、セミナーの実施などを通じて、長時間労働の抑制はもとより、基本的な労務管理体制に問題を抱える中小企業・小規模事業者に対するきめ細かな支援を行う。

【その他の取組】

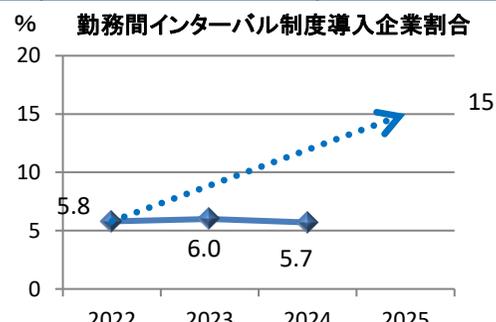
- 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、過重労働対策に関する情報を発信するとともに、過重労働による心の健康への影響等についての労働者からの電話・メール・SNSによる相談への対応を実施。
- 産業保健総合支援センターにおいて、産業医等の産業保健関係者を対象に、過重労働による健康障害防止対策を含む研修を実施。
- 「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」を引き続き実施。過労死等防止調査研究センターのポータルサイトにおいて、同研究の研究成果や過労死等防止の情報を公開するとともに、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」においても、同研究の主な成果について情報提供を実施。

重点項目ごとの取組状況

7. 労働者の健康確保対策の推進(過重労働対策)

アウトプット指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする(就労条件総合調査)	65.3	—	(2022年) 62.1% → (2025年) 70%以上	年次有給休暇の取得率は、2000年以降5割を下回る水準で推移していたが、2019年4月から年5日の年次有給休暇の時季指定の事業主への義務付けが行われたこともあり、2023年は65.3%と過去最高の数値となっている。
勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする(就労条件総合調査)。	6.0%	5.7%	(2022年) 5.8% → (2025年) 15%以上	勤務間インターバル制度について、導入状況別の企業割合をみると、「導入している」が5.7%、「導入を予定又は検討している」が15.6%、「導入の予定はなく、検討もしていない」が78.5%となっている。さらに、勤務間インターバル制度の導入の予定はなく、検討もしていない企業について、その理由別の割合をみると、「超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため」が57.6%と最も多く、次いで、「当該制度を知らなかったため」が18.7%となっている。加えて、週労働時間が40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合が高い産業について、その多くで勤務間インターバル制度導入企業割合が低く、特に「宿泊業、飲食サービス業」が4.9%、「建設業」が2.2%となっている。また、企業規模が小さくなるほど勤務間インターバル制度の導入割合は低くなっている。 一方、実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている労働者の状況別の企業割合をみると、「全員」が34.0%、「ほとんど全員」が40.7%となっており、実質的に11時間の休息時間を確保している企業の割合は約7割となっている。

アウトカム指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする(労働力調査)。	8.4	8.0	(2022年) 8.9 → (2025年) 5%以下	月末1週間の就業時間が40時間以上の雇用者(非農林業)のうち60時間以上の雇用者の割合は、2022年までの間は横ばいとなっていたが、2023年以降は低下しており、2024年は8.0%となった。 業種別に2024年の状況をみると、前年より増加している業種もあるが、多くの業種では横ばい又は減少。 ※ 前年より増加している業種:「電気・ガス・熱供給・水道業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「複合サービス事業」「サービス業(他に分類されないもの)」



重点項目ごとの取組状況

7. 労働者の健康確保対策の推進（過重労働対策）

今後の主な対応（2025年度に実施中のものを含む。）

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- 引き続き、10月の年次有給休暇取得促進期間における集中的な広報、「働き方・休み方改善ポータルサイト」を通じた企業の働き方・休み方の改善に係る取組の好事例の掲載等、年次有給休暇の取得促進のための情報発信を実施。
- 勤務間インターバル制度の導入促進については、2024年度の主な取組に加え、
 - ① 企業における取組を波及させることを念頭に企業の人事担当者のほか、産業医や衛生管理者等に対して勤務間インターバル制度の内容・効果の周知を実施
 - ② 勤務間インターバル制度について、導入がなかなか進まない企業や導入の必要性を感じていない企業等に対する取組として、導入によって得られるメリット等に加え、導入済の企業が導入に当たってどういう工夫をしたのか等、同制度の導入検討を後押しするような情報を提供するシンポジウムを開催等を実施。（2025年度～）
- 引き続き、長時間労働が疑われる事業場への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知、これに基づく指導等を実施。
- 引き続き、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において実施する個別相談やオンライン・訪問コンサルティング、セミナーの実施などを通じて、長時間労働の抑制はもとより、基本的な労務管理体制に問題を抱える中小企業・小規模事業者に対するきめ細かな支援を行う。

【その他の取組】

- 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、過重労働対策に関する情報を発信するとともに、過重労働による心の健康への影響等についての労働者からの電話・メール・SNSによる相談への対応を引き続き実施。
- 産業保健総合支援センターにおいて、産業医等の産業保健関係者を対象に、過重労働による健康障害防止対策を含む研修を引き続き実施。
- 「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」を引き続き実施。過労死等防止調査研究センターのポータルサイトにおいて、同研究の研究成果や過労死等防止の情報を公開するとともに、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」においても、同研究の主な成果について情報提供を引き続き実施。

重点項目ごとの取組状況

7. 労働者の健康確保対策の推進（メンタルヘルス対策）

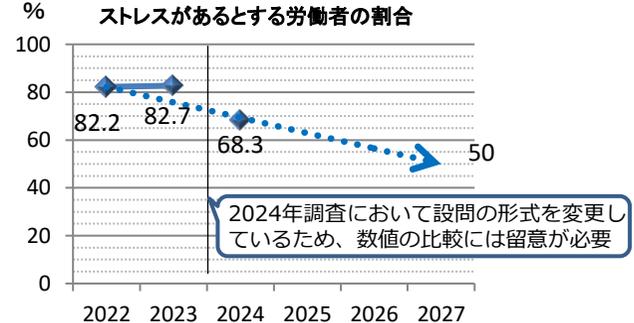
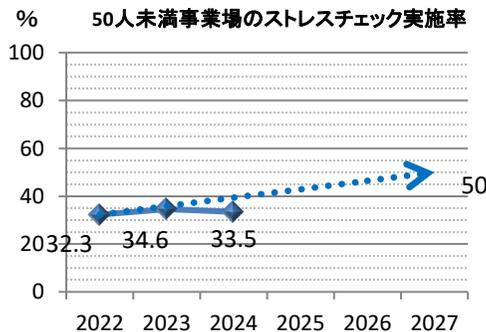
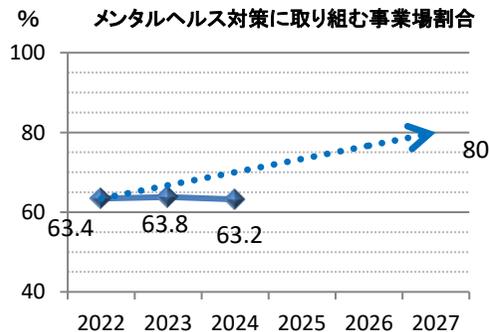
2024年度の主な取組

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- 小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、産業保健総合支援センターの支援体制を充実し、メンタルヘルス対策の専門スタッフによる専門的研修や相談対応、事業場への訪問によるメンタルヘルス対策の導入支援等を実施。地域産業保健センターにおいては、小規模事業場の労働者や事業者を対象にして、高ストレス者への医師の面接指導やメンタルヘルスの相談対応等を実施。
- 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、小規模事業場における取組事例の提供やセルフチェックツールの充実、労働者等からの電話・メール・SNS相談のニーズに対応できる相談窓口の体制拡充を実施。
- 「ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働者数50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施義務化について、労働政策審議会安全衛生分科会において建議をとりまとめ、労働安全衛生法等の一部を改正する法律案を、国会に提出。

アウトプット指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする(労働安全衛生調査)。	63.8%	63.2%	(2022年) 63.4% → (2027年) 80%以上	メンタルヘルス対策に取り組む事業場割合を事業場規模別で見ると、特に小規模事業場における取組が進んでいない(50人以上事業場94.3%(2023年91.3%)、50人未満事業場57.6%(2023年59.1%))。50人未満の事業場では、事業場内に産業医等の産業保健スタッフがいらない(34.9%(2023年33.0%))ことや、取り組み方がわからない(32.4%(2023年29.5%))ことが影響していると考えられる。
使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする(労働安全衛生調査)。	34.6%	33.5%	(2022年) 32.3% → (2027年) 50%以上	

アウトカム指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする(労働安全衛生調査)。	82.7%	68.3%	(2022年) 82.2% → (2027年) 50%未満	ストレスを感じる労働者の割合は減少しているものの、趣旨明確化の観点から、2023年の設問から一部形式変更(※)したため、数値の比較には留意が必要である。 ※設問の「強い不安、悩み～」の「強い」の部分に下線を引く等。



7. 労働者の健康確保対策の推進（メンタルヘルス対策）

今後の主な対応（2025年度に実施中のものを含む。）

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- 2025年5月に公布された改正労働安全衛生法による労働者数50人未満の事業場へのストレスチェックの実施義務拡大の円滑な施行に向けて、
 - ①地域産業保健センターにおける高ストレス者の面接指導に対応するための登録産業医の体制整備
 - ②労働者数50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルの作成
 - ③働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、小規模事業場のストレスチェック実施に関するコンテンツの充実や、労働者等からのメンタルヘルス不調等に関する相談窓口の体制拡充等を実施。（2025年度～）

重点項目ごとの取組状況

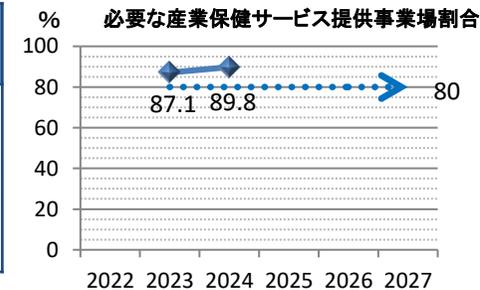
7. 労働者の健康確保対策の推進（産業保健活動の推進対策）

2024年度の主な取組

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- 産業保健総合支援センター（産保センター）等において、相談体制の拡充や産業保健スタッフ等への研修の拡充等を行うとともに周知啓発を実施。
- 職場の健康診断実施強化月間の機会等を捉え、保健指導等の産業保健サービスの提供について周知啓発を実施。

アウトプット指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする（労働安全衛生調査）。	87.1%	89.8%	（2022年）（2027年） （78.2%）* → 80%以上 *本防災計画策定の参考とした、 2022年11月実施のアンケート結果	引き続き、健康診断結果に基づく対応、メンタルヘルス対策、高齢労働者への対応などの取り組みに関心を持つ企業が多いためと考えられる。



今後の主な対応（2025年度に実施中のものを含む。）

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- 引き続き必要な産業保健の取組を周知啓発するとともに、産保センターで実施している支援事業等の周知の実施。
- 改正法を踏まえ、特に小規模事業場における更なる産業保健活動推進のため、地域産業保健センターの体制強化等について検討を進める。（2025年度～）

重点項目ごとの取組状況

8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質による健康障害防止対策）

2024年度の主な取組

【新たな対策の企画・立案に関する取組】

- 化学物質の性状に関連の強い労働災害（2019年から2021年に発生した計1,229件分）の分析を実施。（労働安全衛生研究所。2024年6月に結果公表）

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

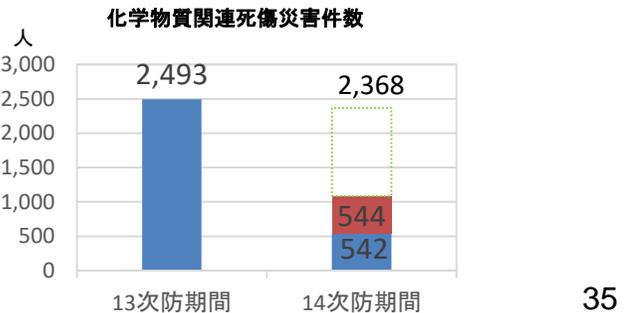
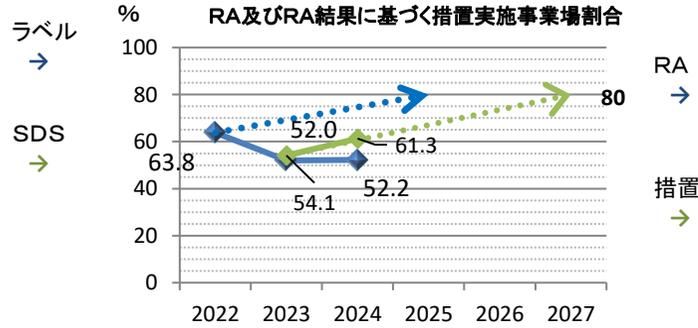
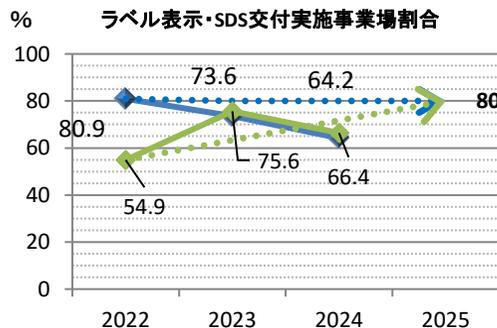
- ラベル・SDSの作成及びリスクアセスメントを実施する事業場への支援として、専用の事業者向け相談窓口の開設及び講習会等の実施、化学物質管理者の選任に関して、講習テキスト、講義動画の活用をセミナー等を通じて周知。
- 職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図り、化学物質管理活動の定着を図るため、化学物質管理強調月間を創設。
- 適切な化学物質対策の実施のため、化学物質管理専門家、作業環境管理専門家を含めた専門家の活用について、都道府県労働局を通じて周知。
- 化学物質に起因する労働災害を発生させた事業場に対する再発防止対策の指導。
- ラベル表示およびSDS交付に係る支援として、186物質のGHS分類を実施。172物質のモデルSDSを作成等し、公開。
- 建設業の土木工事業におけるシールド工事等の化学物質を取り扱う作業及び労働災害の発生が多いビルメンテナンス業や食料品製造業における洗剤・洗浄剤等を用いた作業に関するマニュアルを11種類作成。
- 主に手袋の選定方法について示した「皮膚障害等防止用保護具の選択マニュアル（第1版。令和6年2月）」について、新たに保護めがねや化学防護服の内容を追加し、令和7年3月に第2版を公表した。
- リスクアセスメント及びその結果を踏まえた措置について、クリエイト・シンプル（簡易なリスクアセスメント手法）の改修を行い、セミナー等を通じて周知。

重点項目ごとの取組状況

8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質による健康障害防止対策）

アウトプット指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
ラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする（労働安全衛生調査）。	ラベル: 73.6% SDS: 75.6%	ラベル: 64.2% SDS: 66.4%	(2022年) ラベル: 80.9% → 80%以上 (2025年) SDS: 54.9% → 80%以上	ラベル表示をしていない理由としては、「義務対象となっていないため」が70.2%と最も多く、2023年の54.2%から15ポイント程度増加しており、義務対象物質が大幅に増加したことにより、義務対象物質への対応が優先されていることなどが指標が下がった一因と考えられる。
リスクアセスメント(RA)の実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、RAを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、RA結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする（労働安全衛生調査）。	RA: 52.0% 措置: 54.1%	RA: 52.2% 措置: 61.3%	(2022年) RA: 63.8% → 80%以上 (2025年) 措置: — → 80%以上	RA結果に基づく措置の実施率は上昇しているものの、RAの実施はほぼ横ばいであり、義務対象物質への対応が優先されていることなどが考えられる。なお、事業場へ行ったアンケートによると、RAを実施していない理由としては、「対象の物質数が多く対応できない」「リスクアセスメントを行う専門スタッフがいない」が多く挙げられた。

アウトカム指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発又は火災によるもの)の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる（労働者死傷病報告）。	2023年の死傷災害: 542人	2024年の死傷災害: 544人 (14次防期間累計1,086人)	(13次防期間) 2,493人 → 2,368人未満 ※14次防残り期間が2023年及び2024年実績の平均値とすると2,715人。	2024年の死傷災害は、前年と比べほぼ横ばいである。なお、化学工業(72人→60人)、金属製品製造業(47人→36人)などでは減少しているが、飲食店(26人→51人)、食料品製造業(55人→71人)などでは増加している。



重点項目ごとの取組状況

8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質による健康障害防止対策）

今後の主な対応（2025年度に実施中のものを含む。）

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- 化学物質管理強調月間の実施。
- 引き続き、ラベル・SDSの作成及びリスクアセスメントを実施する事業場への支援として、専用の事業者向け相談窓口の開設及び講習会等の実施、化学物質管理者の選任に関して、講習テキスト、講義動画の活用をセミナー等を通じて周知。
- 引き続き、事業者がラベル・SDSを作成する際に参考となるモデルラベル・SDSを作成・公開。
- 引き続き、セミナー等でのクリエイティブ・シンプルの周知。
- SDS電子化補助金の交付。（2025年度～）
- 引き続き、建設業その他の化学物質による労働災害が多く発生している業種において、業種別・作業別のマニュアルを作成。なお、飲食店、食料品製造業については、業界団体の協力を得て、化学物質管理マニュアルを2025年3月に公表しているところであり、当該マニュアルの周知等を実施している。
- 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアルのセミナーの開催及び保護具の選定・使用等の参考となる事例集の作成。（2025年度～）

【その他の取組】

- 危険有害性情報の通知制度における代替化学名等の設定方法の検討。（2025年度～）

重点項目ごとの取組状況

8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進(熱中症による健康障害防止対策)

2024年度の主な取組

【新たな対策の企画・立案に関する取組】

- 熱中症の重篤化防止のための労働安全衛生規則改正に向けて、有識者ヒアリングを実施し、その結果を踏まえて安全衛生分科会において審議。諮問、答申を実施。

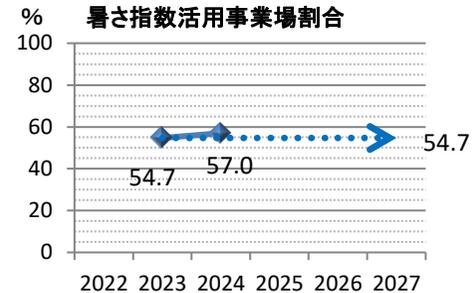
【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- 熱中症による労働災害予防に役立つ教育動画を作業者向けと管理者向けに作成し、専用のポータルサイトで公開。
- 熱中症対策推進会議等への参加による関係省庁と連携した取組の実施。
- STOP!熱中症クールワークキャンペーンを通して、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう周知。
- キャンペーン期間を捉えた説明会の開催(2024年度は約3,900回開催、参加者約160,000人)のほか、建設現場に対する一斉監督指導等の場を活用した事業場に対する熱中症予防の周知・指導を実施。
- 職場で働く労働者のニーズを踏まえ、熱中症対策補助ツールの導入と熱中症対策のための作業計画のケースモデルの作成。
- 事業場へのヒアリングを通じた熱中症対策の好事例の収集。

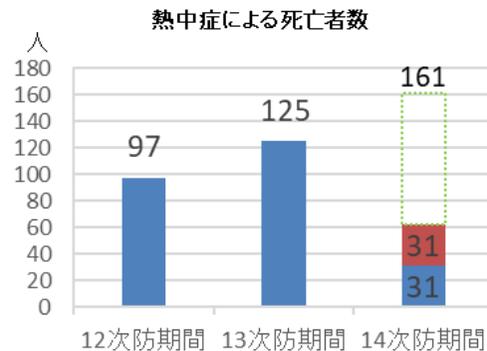
重点項目ごとの取組状況

8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進(熱中症による健康障害防止対策)

アウトプット指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる(労働安全衛生調査)。	54.7%	57.0%	(2023年) 54.7% (2027年) 54.7%以上	STOP! 熱中症クールワークキャンペーンの周知や、労働局及び労働基準監督署における説明会により、特に熱中症が多発している業種を中心に取組が進んだと考えられる。



アウトカム指標	2023年実績	2024年実績	目標値	要因分析
増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる(労働者死傷病報告)。	2023年の死亡者数31人	2024年の死亡者数31人 (14次防期間累計62人)	(13次防期間) 28.9% (14次防期間) 28.9%未満(※) 2013~2017年総数: 97人 2018~2022年総数: 125人 ※14次防期間中における熱中症による死亡者数が161人以下 なお、14次防残り期間が2023年及び2024年実績と同水準なら155人。	2024年夏は観測史上最も暑い夏となった影響から、熱中症による死亡者数は2023年と同様に過去10年で最も大きいものとなった。



今後の主な対応(2025年度に実施中のものを含む。)

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- 引き続き、STOP!熱中症 クールワークキャンペーンを通じて、事業者に対し熱中症予防対策を周知。
- 熱中症予防対策のため、「エイジフレンドリー補助金」で、「熱中症予防対策プラン」を開始し、中小企業事業者に対し、体温を下げるための機能のある服やスポットクーラー等の購入にかかる経費の一部を補助。(2025年~)。
- 熱中症の重篤化を防止するため、事業者に対し、熱中症のおそれがある作業者の早期発見のための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置の実施手順の作成、これらの体制及び手順の関係作業員への周知を義務付ける労働安全衛生規則の改正。
- 改正労働安全衛生規則等について、キャンペーン期間を捉え、前年度を上回る説明会の開催(約5,400回、約320,000人)。
- 来年の夏に向けて、エビデンスに基づいて熱中症予防対策を検討予定。